特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。賦課額の過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書などを発行する。住民からの申請に基づき、個人住民税の納付額証明を発行する。納付状況に応じて、住民に対し納入確認書を作成する。 番号利用法に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 課税原票管理システム 3. 審査システム（eLTAX） 4. 国税連携システム（eLTAX） 5. 収納管理システム 6. 滞納整理システム 7. 確定申告システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバ 10. 共通基盤システム（庁内連携システム） 11. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
（1）個人住民税賦課情報ファイル （2）収納管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表の24の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条 ・別表省令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第二条 (番号法における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 第二条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1　3条1号ロ 2　4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号ハ 3　5条13号ロ、14号ロ、18号ハ、19条ハ、20号、21号、22号、23号、24号 4　6条2号　　5　7条2号 7　9条7号、8号イ、9号イ、12号ロ、13号ロ、14号、15号、16号、17号、18号 11　13条1号イ、2号ハ、3号ロ、4号イ、5号イ 13　15条1号ニ、2号ニ 15　17条1号ロ、3号ロ、4号ロ、6号イ 20　22条1号チ、2号ト、3号イ、4号チ、6号ト、7号、8号チ 28　30条1号イ、3号ハ 37　39条3号ハ 39　41条2号　　42　44条1号レ 48　50条2号、3号ロ、9号、19号イ 53　55条1号ヘ 57　59条1号ロ、3号、4号、18号ロ、19号、20号、21号、22号、23号 58　60条2号ニ、60条の2 2号ニ、60条の3 2号ニ、60条の4 2号ニ 59　61条2号ロ　　63　65条2号 65　67条4号ロ、5号ロ、15号ハ、16号ハ、17号、18号、19号、20号、21号 66　68条2号 69　71条1号、2号ロ、3号ロ、6号、7号ロ、13号、14号、15号、16号、17号、18号 73　75条1号ロ、2号ロ、3号ロ、4号ロ 75　77条3号ハ　　76　78条1号ト 81　83条1号ヘ、3号、3の2号、5号ホ、6号ヘ 83　85条5号ロ、6号ロ、16号ハ、17号ハ、18号、19号、20号、21号、22号 84　86条2号 86　88条1号ロ、2号ロ 87　89条3号 88　90条2号ロ、3号ロ、4号ロ 89　91条4号 90　92条1号ロ、2号ロ、3号 91　93条1号ヘ、5号イ	

②法令上の根拠	92　94条1号ニ、3号イ、4号イ 96　98条4号　　98　100条1号 106　108号1号ロ、6号ロ 108　110条3号ニ 115　117条1号イ、2号ロ、3号ロ、5号ロ、8号、9号、10号、11号、12号、13号 124　126条1号ヘ　　125　127条1号レ 129　131条2号　　130　132条2号 132　134号12号ハ、13号ハ、14号ハ、16号ハ、26号ハ、27号ハ、29号ハ、31号ハ、32号ハ、33号ハ、34号ハ、35号ハ、36号ハ、37号ハ、38号ハ、39号ハ、40号ハ、44号ハ、45号ハ、48号ハ 137　139条1号ロ、3号ロ 138　140条2号 140　142条8号ロ、10号、16号 141　143条1号チ、2号ヘ、4号ホ、5号ロ、6号ロ 142　144条1号ロ、4号ロ、5号 144　146条1号リ、6号ニ、7号イ、9号ロ、10号イ、11号ハ 147　149条2号 151　153条1号ロ、2号ロ 152　154条1号 155　157条1号ヘ、7号ヘ、14号イ 156　158条2号 158　160条1号ニ、2号ニ 160　162条1号　　161　163条1号レ 163　165条1号ヘ　　164　166条3号イ 165　167条2号イ　　166　168条2号イ 167　169条1号ロ、2号ロ 168　170条1号ロ、2号ロ 169　171条2号　　170　172条2号 171　173条1号ロ、2号ロ 172　174条1号ロ、2号ロ 173　175条2号 （番号法における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 48　50条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　市民税課、納税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民税係 電話048-524-1111　内線246

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員には特定個人情報の取扱いに係る研修を受講し、知識の習得に努めている。またシステム等への入力、帳票の発行や郵送において、2人以上の職員による二重チェックを実施し、誤りが起こらないように注意している。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民税課　吉岡　昭 納税課　　新井　好也	市民税課長　鶴田　敏男 納税課長　　新井　好也	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民税係 電話048-524-1111　内線246	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民税課長　鶴田　敏男 納税課長　　新井　好也	市民税課長　植原　利和 納税課長　　新井　好也	事後	
平成29年4月11日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民税課長　植原　利和 納税課長　　新井　好也	市民税課長　植原　利和 納税課長事務取扱　清水　敏文（総務部長）	事後	
平成29年7月1日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民税課長　植原　利和 納税課長事務取扱　清水　敏文（総務部長）	市民税課長　植原　利和 納税課長　飯島　誠	事後	人事異動に伴う対応
平成29年7月18日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事後	法改正に伴う対応
平成30年1月1日	Ⅱ　1．対象人数　いつ時点の集計か	平成28年1月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
平成30年1月1日	Ⅱ　2．取扱者数　いつ時点の集計か	平成28年1月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長　植原　利和 納税課長　飯島　誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．住民税課税支援システム 2．住民税システム 3．収納消込／滞納管理システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバー	1．個人住民税システム 2．課税原票管理システム 3．審査システム（eLTAX） 4．国税連携システム（eLTAX） 5．収納管理システム 6．滞納整理システム 7．確定申告システム 8．団体内統合宛名システム 9．中間サーバー 10．共通基盤システム（庁内連携システム）	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	（1）住民税基本台帳ファイル （2）住民税収滞納ファイル	（1）個人住民税賦課情報ファイル （2）収納管理ファイル	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月12日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ハ・2号ハ 11　10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16　12条3号イ・4号ロ・7号 18　13条1号イ・2号イ 23　16条　市県民税非該当 26　19条1号カ 27　20条1号・3号・4号・8号イ 28　21条6号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ 34　22条の3　1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35　22条の4　1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2　2号・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3　1号	事後	
平成30年10月12日	同上	同上	42　25条1号・2号・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3　1号イ・3号イ 54　28条1号ニ 57　31条1号ニ・3号・5号ニ 58　31条の2　3号・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3　1号 61　32条　市県民税非該当 62　33条　市県民税非該当 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号 70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84　43条の3　1号 85の2 43条の4　1号ハ 87　44条1号カ・ 91　44条の2　1号 92　45条1号 94　47条1項　2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・18号ロ・19号ロ・22号ロ・23号ロ 97　49条1号・3号 101　49条の2　1号 102　50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103　51条4号イ・7号・13号 106　53条1号ホ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ハ・3号ハ・4号	事後	
平成30年10月12日	同上	同上	108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2　1号ロ 117　主務省令対応規定なし 119　59条の3　1号ハ （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条1号・3号・4号	事後	
平成31年4月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[〇]提供・移転しない	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 8. 監査		[〇]自己点検	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	117　主務省令対応規定なし	117　59条の2の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月4日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ハ・2号ハ 11　10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16　12条3号イ・4号ロ・7号 18　13条1号イ・2号イ 23　16条　市県民税非該当 26　19条1号カ 27　20条1号・3号・4号・8号イ 28　21条6号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ 34　22条の3　1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35　22条の4　1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16　12条3号イ・4号ロ・7号 18　13条1号イ・2号イ 23　16条　市県民税非該当 26　19条1号カ 27　20条1号・3号・4号・9号イ 28　21条7号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ 34　22条の3　1号・2号・4号イ・5号イ・6号イ・8号・9号・10号・11号・12号 35　22条の4　1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正
令和1年10月4日	同上	37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2　2号・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3　1号 42　25条1号・2号・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3　1号イ・3号イ 54　28条1号ニ 57　31条1号ニ・3号・5号ニ 58　31条の2　3号・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3　1号 61　32条　市県民税非該当 62　33条　市県民税非該当 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号 70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84　43条の3　1号 85の2 43条の4　1号ハ 87　44条1号カ・ 91　44条の2　1号 92　45条1号	37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2　2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3　1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3　1号イ・3号イ 54　28条1号ニ 57　31条1号ニ・3号・6号ニ 58　31条の2　3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3　1号 61　32条　市県民税非該当 62　33条　市県民税非該当 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号 70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84　43条の3　1号 85の2 43条の4　1号ハ 87　44条1号カ・ 91　44条の2　1号 92　45条1号	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月4日	同上	94　47条1項　2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・18号ロ・19号ロ・22号ロ・23号ロ 97　49条1号・3号 101　49条の2　1号 102　50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103　51条4号イ・7号・13号 106　53条1号ホ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ハ・3号ハ・4号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2　1号ロ 117　59条の2の2 119　59条の3　1号ハ （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条1号・3号・4号	94　47条1号　2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2　1号 102　50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103　51条4号イ・7号・13号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ハ・3号ハ・4号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2　1号ロ 117　59条の2の2 119　59条の3　1号ニ （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条1号・3号・4号	事後	同上
令和1年10月4日	Ⅳ　リスク対策 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[〇]提供・移転しない	十分である	事後	
令和2年4月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16　12条3号イ・4号ロ・7号 18　13条1号イ・2号イ 23　16条　市県民税非該当 26　19条1号カ 27　20条1号・3号・4号・9号イ 28　21条7号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ 34　22条の3　1号・2号・4号イ・5号イ・6号イ・8号・9号・10号・11号・12号 35　22条の4　1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・5号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・5号・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・2号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条1号・3号・9号イ 28　21条7号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3　1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35　22条の4　1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	同上	37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2 2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3 1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3 1号イ・3号イ 54　28条1号ニ 57　31条1号ニ・3号・6号ニ 58　31条の2 3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3 1号 61　32条 市県民税非該当 62　33条 市県民税非該当 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号 70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84　43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87　44条1号カ・ 91　44条の2 1号 92　45条1号	37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2 2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3 1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3 1号イ・2号・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号・ 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号二・6号ニ 58　31条の2 3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3 1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号 70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の2 1号 92　45条1号	事後	同上
令和3年5月31日	同上	94　47条1号 2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2 1号 102　50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103　51条4号イ・7号・13号 106　53条1号へ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ハ・3号ハ・4号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2 1号ロ 117　59条の2の2 119　59条の3 1号ニ （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条1号・3号・4号	94　47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2 1号 103　51条2号イ・3号・4号 106　53条1号へ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・6号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・ 117　59条の2の3 1号 120　59条の3 1号二・2号二 （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条	事後	同上
令和3年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月18日	Ⅰ 関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う法改正
令和3年10月18日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う法改正
令和4年6月30日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第9条第3項	番号利用法第9条第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3　3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4　4条2号ロ 6　6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・5号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・5号・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・2号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条1号・3号・9号イ 28　21条7号 29　主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条8号ロ・9号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17条・18号・19号ロ 3　3条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16号・17号・18号・19号 4　4条2号ロ 6　6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・3号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条2号・5号・19号イ 28　21条12号 29　主務省令対応規定なし	事後	
令和4年6月30日	同上	31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3　1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35　22条の4　1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37　23条2号 38　24条2号 39　24条の2　2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40　24条の3　1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48　26条の3　1号イ・2号・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号・ 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58　31条の2　3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59　31条の3　1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条1号・2号・3号 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・3号・ 67　38条1号イ・2号・3号	31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3　1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35　22条の4　1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37　23条2号ロ 38　24条2号 39　24条の2　4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 40　24条の3　1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48　26条の3　1号イ・2号イ・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58　31条の2の2　5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59　31条の3　1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条2号・3号イ・4号イ 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・4号イ 67　38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	同上	70　39条3号 71　主務省令対応規定なし 74　40条1号イ・3号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3　1号 85の2 43条の4　1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の2　1号 92　45条1号 94　47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2　1号 103　51条2号イ・3号・4号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号イ・2号イ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2　1号ロ・2号・3号・4号・5号・6号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・ 117　59条の2の3　1号 120　59条の3　1号ニ・2号ニ	70　39条3号 71　39条の2　1号 74　40条1号イ・6号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3　1号 85の2　43条の4　1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の5　1号 92　45条1号 94　47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2　1号 103　51条7号イ・8号・14号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号ロ・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号ロ・2号ロ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2　1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117　59条の2の3　1号 120　59条の3　1号ニ・2号ニ 121　59条の4　1号	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年12月22日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	（右記を追記）	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。	事前	
令和4年12月22日	Ⅰ　3．個人番号の利用　法令上の根拠	（右記を追記）	・別表第一省令第74条	事前	
令和5年6月21日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条8号ロ・9号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17条・18号・19号ロ 3　3条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16号・17号・18号・19号 4　4条2号ロ 6　6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・3号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条2号・5号・19号イ 28　21条12号 29　主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16号・17号・18条・19号・20号ロ 3　3条10号ロ・11号ロ・14号ロ・15号ロ・16号・17号・18号・19号・20号 4　4条2号ロ 6　6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・3号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条2号・5号・9号・19号イ 28　21条12号 29　主務省令対応規定なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	同上	31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35　22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37　23条2号ロ 38　24条2号 39　24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 40　24条の3 1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48　26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58　31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59　31条の3 1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条2号・3号イ・4号イ 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・4号イ 67　38条1号イ・2号イ・3号イ	31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35　22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37　23条2号ロ 38　24条2号 39　24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 40　24条の3 1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48　26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58　31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59　31条の3 1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条2号・3号イ・4号イ 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・4号イ 67　38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	
令和5年6月21日	同上	70　39条3号 71　39条の2 1号 74　40条1号イ・6号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3 1号 85の2　43条の4 1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の5 1号 92　45条1号 94　47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2 1号 103　51条7号イ・8号・14号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号ロ・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号ロ・2号ロ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117　59条の2の3 1号 120　59条の3 1号ニ・2号ニ 121　59条の4 1号	70　39条3号 71　39条の2 1号 74　40条1号イ・6号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3 1号 85の2　43条の4 1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の5 1号 92　45条1号 94　47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97　49条1号イ・3号イ 101　49条の2 1号 103　51条8号イ・9号・15号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号ロ・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号ロ・2号ロ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117　59条の2の3 1号 120　59条の3 1号ニ・2号ニ 121　59条の4 1号	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年6月19日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号利用法に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
令和6年6月19日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第74条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条 ・別表省令第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　1条2号ロ 2　2条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16号・17号・18条・19号・20号ロ 3　3条10号ロ・11号ロ・14号ロ・15号ロ・16号・17号・18号・19号・20号 4　4条2号ロ 6　6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8　7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9　8条1号ニ・2号ニ 11　10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16　12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18　13条1号イ・3号ハ 20　14条3号ハ 23　16条1号 26　19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27　20条2号・5号・9号・19号イ 28　21条12号 29　主務省令対応規定なし 31　22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34　22条の3　1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35　22条の4　1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37　23条2号ロ	・番号法第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第二条 （番号法における情報提供の根拠及びその対応主務省令） 第二条第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1　3条1号ロ 2　4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号 3　5条13号ロ、14号ロ、18号ハ、19条ハ、20号、21号、22号、23号、24号 4　6条2号 5　7条2号 7　9条7号、8号イ、9号イ、12号ロ、13号ロ、14号、15号、16号、17号、18号 11　13条1号イ、2号ハ、3号ロ、4号イ、5号イ 13　15条1号ニ、2号ニ 15　17条1号ロ、3号ロ、4号ロ、6号イ 20　22条1号チ、2号ト、3号イ、4号チ、6号ト、7号、8号チ 28　30条1号イ、3号ハ 37　39条3号ハ 39　41条2号 42　44条1号レ 48　50条2号、3号ロ、9号、19号イ 53　55条1号ヘ 57　59条1号ロ、3号、4号、18号ロ、19号、20号、21号、22号、23号 58　60条2号ニ、60条の2 2号ニ、60条の3 2号ニ、60条の4 2号ニ 59　61条2号ロ 63　65条2号 65　67条4号ロ、5号ロ、15号ハ、16号ハ、17号、18号、19号、20号、21号	事後	
令和6年6月19日	同上	38　24条2号 39　24条の2　4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 40　24条の3　1号 42　25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48　26条の3　1号イ・2号イ・3号イ・4号 53　27条3号ハ 54　28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57　31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58　31条の2の2　5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59　31条の3　1号 61　32条1号ロ・2号ロ 62　33条4号 63　34条2号・3号イ・4号イ 64　35条3号 65　36条1号イ・2号イ・3号 66　37条1号イ・4号イ 67　38条1号イ・2号イ・3号イ 70　39条3号 71　39条の2　1号 74　40条1号イ・6号イ 80　43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84　43条の3　1号 85の2　43条の4　1号ハ・2号 87　44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91　44条の5　1号 92　45条1号 94　47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97　49条1号イ・3号イ	66　68条2号 69　71条1号、2号ロ、3号ロ、6号、7号ロ、13号、14号、15号、16号、17号、18号 73　75条1号ロ、2号ロ、3号ロ、4号ロ 75　77条3号ハ 76　78条1号ト 81　83条1号ヘ、3号、3の2号、5号ホ、6号ヘ 83　85条5号ロ、6号ロ、16号ハ、17号ハ、18号、19号、20号、21号、22号 84　86条1号 86　88条1号ロ、2号ロ 87　89条3号 88　90条2号ロ、3号ロ、4号ロ 89　91条4号 90　92条1号ロ、2号ロ、3号 91　93条1号ヘ、5号イ 92　94条1号ニ、3号イ、4号イ 96　98条4号 98　100条1号 106　108号1号ロ、6号ロ 108　110条3号ニ 115　117条1号イ、2号ロ、3号ロ、5号ロ、8号、9号、10号、11号、12号、13号 124　126条1号ヘ 125　127条1号レ 129　131条2号 130　132条2号 132　134号12号ハ、13号ハ、14号ハ、16号ハ、26号ハ、27号ハ、29号ハ、31号ハ、32号ハ、33号ハ、34号ハ、35号ハ、36号ハ、37号ハ、38号ハ、39号ハ、40号ハ、44号ハ、45号ハ、48号ハ 137　139条1号ロ、3号ロ 138　140条2号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	同上	101　49条の2　1号 103　51条8号イ・9号・15号 106　53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107　54条1号ロ・4号ロ・5号 108　55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113　58条1号ロ・2号ロ 114　59条1号 115　主務省令対応規定なし 116　59条の2の2　1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117　59条の2の3　1号 120　59条の3　1号ニ・2号ニ 121　59条の4　1号 （別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27　20条	140　142条8号ロ、10号、16号 141　143条1号チ、2号ヘ、4号ホ、5号ロ、6号ロ 142　144条1号ロ、4号ロ、5号 144　146条1号リ、6号ニ、7号イ、9号ロ、10号イ、11号ハ 147　149条2号 151　153条1号ロ、2号ロ 152　154条1号 155　157条1号ヘ、7号ヘ、14号イ 156　158条2号 158　160条1号ニ、2号ニ 160　162条1号 161　163条1号レ 163　165条1号ヘ 164　166条3号イ 165　167条2号イ 166　168条2号イ 167　169条1号ロ、2号ロ 168　170条1号ロ、2号ロ 169　171条2号 170　172条2号 171　173条1号ロ、2号ロ 172　174条1号ロ、2号ロ 173　175条2号 （番号法における情報照会の根拠及びその対応主務省令） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 48　50条	事後	
令和6年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅳ　リスク対策		様式改正に伴う記載事項追加	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和6年11月20日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和6年11月20日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．個人住民税システム 2．課税原票管理システム 3．審査システム（eLTAX） 4．国税連携システム（eLTAX） 5．収納管理システム 6．滞納整理システム 7．確定申告システム 8．団体内統合宛名システム 9．中間サーバ 10．共通基盤システム（庁内連携システム）	1．個人住民税システム 2．課税原票管理システム 3．審査システム（eLTAX） 4．国税連携システム（eLTAX） 5．収納管理システム 6．滞納整理システム 7．確定申告システム 8．団体内統合宛名システム 9．中間サーバ 10．共通基盤システム（庁内連携システム） 11．サービス検索・電子申請機能	事前	個人住民税の申告の電子化に伴う再評価によるもの。
令和7年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事前	個人住民税の申告の電子化に伴う再評価によるもの。
令和7年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事前	個人住民税の申告の電子化に伴う再評価によるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	個人住民税の申告の電子化に伴う再評価によるもの。
令和7年12月1日	Ⅳ　リスク対策 １．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	個人住民税の申告の電子化に伴う再評価によるもの。
令和8年6月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月12日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2　4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号 84　86条1号	2　4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号ハ 84　86条2号	事後	